

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について

平成 29 年 9 月 21 日  
関係府省申合せ  
平成 31 年 1 月 8 日  
一部改正

1. 国際的な紛争解決の手段として仲裁手続が積極的に活用されるようになってきていることから、我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府知的財産戦略推進事務局長 法務省大臣官房審議官（国際・人権担当） 外務省経済局長 外務省国際法局長 スポーツ庁次長 経済産業省貿易経済協力局長 特許庁総務部長
オブザーバー	国土交通省総合政策局長 一般社団法人日本海運集会所理事長 一般社団法人日本商事仲裁協会理事（仲裁担当） 日本知的財産仲裁センター長 一般社団法人東京国際知的財産仲裁センター理事長 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構長 日本商工会議所国際部担当部長 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長 公益社団法人経済同友会政策調査部調査役 公益社団法人日本仲裁人協会代表理事 最高裁判所事務総局民事局長 日本弁護士連合会副会長 東京都政策企画局理事（事業調整担当） 大阪府商工労働部長

3. 会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 会議及び幹事会の庶務は、内閣官房の協力を得て、法務省及び経済産業省において処理する。

5 . 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会の  
構成員の官職の指定について

平成 29 年 9 月 21 日  
国際仲裁の活性化に向けた  
関係府省連絡会議議長決定  
平成 30 年 4 月 23 日  
— 部 改 正  
平成 31 年 1 月 8 日  
— 部 改 正

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について（平成 29 年 9 月 21 日関係府省申合せ）第 3 項の規定に基づき、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。

議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）  
構成員 内閣府知的財産戦略推進事務局参事官  
法務省大臣官房国際課長  
外務省経済局政策課長  
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）  
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長  
特許庁総務部総務課法務調整官  
国土交通省総合政策局政策課長